

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針の変更内容の概要

1 重点措置の終了・期間の延長

項目	対象区域	期間
終了	山形県、島根県、山口県、大分県 沖縄県	～2月20日まで
期間の 延長	北海道、青森県、福島県、茨城県 栃木県、石川県、長野県、静岡県 京都府、大阪府、兵庫県、岡山県 広島県、福岡県、佐賀県、鹿児島県	2月21日～3月6日 (14日間)
	和歌山県	2月28日～3月6日 ※2月5日～2月27日まで適用

対処方針の主な変更点

項目	内容
水際対策 の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株に関する知見の蓄積を踏まえ、令和4年3月1日より、水際対策の骨格を段階的に緩和 <p>入国者の待機期間</p> <p>7日間の待機を原則※ ※3日目の検査で陰性が確認された場合、それ以降、待機不要</p> <p>[オミクロン株に係る指定国・地域] 検疫所の確保する施設での待機期間 3日間 [ワクチン3回目追加接種者] (指定国・地域) 検疫所の確保する施設での待機に代えて自宅等待機 (非指定国・地域) 自宅等待機免除</p>
	外国人の新規入国
	入国者総数の上限

項目	内容
ワクチン接種	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>5歳から11歳までの子どもへのワクチン接種について、関係政令等を2月下旬に公布・施行し、接種を行う。</u> ・<u>高齢者施設等の利用者及び従事者に対するワクチン追加接種を速やかに実施し、高齢者施設入所者及び従事者のうち希望する者への接種ができるだけ早く完了する。</u>
積極的疫学調査	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>オミクロン株の特徴や感染拡大の状況を踏まえ、地域の実情に応じ、保健所による積極的疫学調査については、医療機関や高齢者施設等、特に重症化リスクが高い方々が入院・入所している施設におけるクラスター事例に重点化する。</u>
医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>入院後4日目以降の時点で中等症Ⅱ以上の悪化が認められないオミクロン株の患者について、医療機関から宿泊療養・自宅療養への療養場所の変更や早期退院患者を受け入れる医療機関への転院について検討することを医療機関に対し推奨する。</u>
自宅・宿泊療養者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>オミクロン株を中心とする陽性者が急増する地域においては、重症化リスクの高い方に重点を置いた保健医療体制を最大限確保するとともに、軽症や無症状の方については、迅速に自宅療養支援・健康観察ができる対応を可能とする。</u>